

規約集

郡山市腎臓病患者友の会

郡山市腎臓病患者友の会規約

第1条（名称・所在地）

本会は、郡山市腎臓病患者友の会（略称・郡山市腎友会とし、以下「本会」とする）と称し、事務局を会長宅に置くものとする。

第2条（組織）

本会は、郡山市在住の腎臓病患者（慢性腎炎・血液透析・CAPD・腎臓移植者）とその家族によって、結成された組織とする。ただし、郡山市在住以外の腎臓病患者及び賛同する団体は、賛助会員とする。

第3条（目的）

本会は、会員相互の親睦と交流を図り、会員の「福祉・厚生ならびに社会的、経済的諸条件」の向上の確立に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、第3条の目的を達成のために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦と連帯を深めるため相互交流を図る
- (2) 会員の医療と生活を守り、かつ向上させるため「法的・行政的・医学的」要素を関係諸機関に働きかける
- (3) その他、目的を達成するために必要な活動を行なう

第5条（会員資格）

本会は、次の会員で構成する。

- (1) 正会員 郡山市在住の腎臓病患者（慢性腎炎・血液透析・CAPD・腎臓移植者）及びその家族
- (2) 賛助会員 本会の趣旨目的に賛同された郡山市在住以外の腎臓病患者及び個人又は団体

第6条（会員の資格喪失）

会員が次の事項に該当する場合、その資格が喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 1年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき

第7条（会員の退会）

正会員及び賛助会員は、任意に退会できる。

第8条（会員の除名）

会員が次の事項に該当する場合、総会において出席者の3分の2以上の多数決の議決で除名することができる。ただし、会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をしたとき

第9条（役員資格要件）

本会の役員は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 所属する病院腎友会の会長から推選された正会員であること
- (2) 役員会で承認された正会員及び郡山市在住以外の腎臓病患者であること

第10条（役員）

本会は、次の役員を置き総会で選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会 計 1名
- (6) 幹 事 各病院腎友会1名以上
- (7) 監 査 1名
- (8) 相談役 若干名

第11条（役員の任期）

本会の役員は、総会で選出しその任期は1年とする。再選はこれを妨げない。

第12条（役員の解任・除名）

役員が次の事項に該当する場合、総会において出席者の3分の2以上の多数決の議決で解任または除名することができる。ただし、役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約に違反したとき
- (2) 本会の役員として、ふさわしくない行為をしたとき
- (3) 本会の名誉を著しく傷つけ、除名に相当する行為があったとき

第13条（機関）

本会の機関は、総会と役員会としその運営は合議によるものとする。

第 14 条（総会）

総会は、本会の最高協議・議決機関であって、年 1 回会長が招集し開催する。

総会は、全体総会とし文書による発言もできる。

総会は、会員の 3 分 1 以上の出席により成立する。委任は、出席とみなす。

総会は、次の事項を協議・決定する。

- (1) 活動報告と決算及び監査報告
- (2) 活動方針と予算の決定
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員を選出
- (5) その他、会務に関する事項等

第 15 条（臨時総会）

会員の 3 分の 1 以上から要求があった場合、又は役員会が必要と認めた時は、臨時総会を開かなければならない。

第 16 条（役員会）

役員会は、総会から次の総会までの間、総会の決定事項を協議決定する機関であり、「会長・副会長・事務局長・事務局次長・幹事・会計・相談役」で構成し、年 4 回以上会長が招集し必要に応じて役員会を適時開催することが出来る。役員会の決定は、次の総会に報告し承認を得る。

第 17 条（議長）

総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。また、役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第 18 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 19 条（会計監査）

本会の会計監査は、会計年度終了後 1 ヶ月以内に会計を監査し、その結果を総会で報告しなければならない。

第 20 条（財政）

本会の財政は、「会費・寄付金・助成金・その他の収入」で運営する。ただし、会長は役員会で承認の上必要に応じて、臨時会費を徴収する事が出来る。

第 21 条（会費）

本会の会費は、次の通り徴収する。

- (1) 正会員 年間 1 人 1,000 円
- (2) 賛助会員 年間 1 人 1,000 円
- (3) 賛助会員 団体・年間 1 口 5,000 円
- (4) 当年の 10 月 1 日以降入会する正会員及び賛助会員の会費は、次年度から徴収することとする。

第 22 条（拠出金の不返還）

既納の会費・賛助会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第 23 条（付則）

- (1) 本規約の改廃は、総会で行う。
- (2) 本規約は、総会で決定後直ちに効力を有する。
- (3) 本規約に、細則を設ける事ができる。
- (4) 郡山市腎臓病患者友の会は昭和 58 年 4 月 1 日に設立される。

第 24 条（施行月日）

本規約は、改正後平成 19 年 5 月 13 日より施行する。

旅費・交通費規程

第1条（目的）

この規程は、郡山市腎臓病患者友の会（略称・郡山市腎友会とし、以下「本会」とする）の用務のため出張する役員等に支給する旅費・交通費について定める。

第2条（出張依頼）

本会の出張は、原則として会長の指示又は役員会の決定によって行なうものとする。

第3条（旅費の種類）

旅費の種類は、「鉄道・航空機・船舶・自動車を利用する場合の運賃、料金（以下「運賃等」という）及び日当と宿泊料金等からなる。

第4条（支給基準）

運賃等は、身体障害者割引制度及び各種の割引制度を利用した割引後の金額で、最も経済的な通常の経路及び方法により、利用した交通機関に応じて実費支給する。ただし、自家用車利用の場合キロ 20 円で、タクシーの利用の場合は、あらかじめ会長の許可を得てタクシー料金の実費を請求することが出来る。

第5条（支給区間）

運賃等の支給区間は、自宅から目的地までとする。

第6条（日当の支給）

本会の活動に対し、1日 2,000 円支給する。ただし、活動時間が4時間未満の場合は1,000 円とする。

第7条（宿泊料の支給）

宿泊料は、実費支給する。

第8条（食費の支給）

食費を必要とした場合、1食 1,000 円を支給する。

第9条（自家用車の場合）

自家用車利用の場合は、キロ 20 円、有料道路及び有料駐車場を利用した場合、割引制度を利用した割引後の実費を支給する。

第10条（役員会の交通費）

役員会に出席する役員等の交通費は、一律 500 円とする。ただし、役員会の日当及び食費については、支給しないものとする。

第 11 条（旅費の請求および清算）

旅費の請求は、第 2 条により以来を受けた者が帰省後 30 日以内に請求しなければならない。ただし、旅行前に概算による旅費支給を受けた時は、帰省後 30 日以内に清算しなければならない。

第 12 条（付則）

- (1) この規程の執行について定めなき事項は、役員会で決定する。
- (2) この規程は、役員会で変更することができる。

第 13 条（施行月日）

この規程は、改正後平成 19 年 5 月 13 日以後の出張から適用する。

役員活動費規程

第1条（目的）

この規程は、本会の役員に支給する1年間の活動費について定める。

第2条（役員活動費の支給）

役員活動費は、役職に応じて次に定める金額を、役員が1年間の活動費として支給する。

- (1) 会長 5,000円
- (2) 副会長 4,000円
- (3) 事務局長以下相談役まで 3,000円

第3条（付則）

- (1) この規程の執行について定めなき事項は、役員会で決定する。
- (2) この規程は、役員会で変更することができる。

第4条（施行月日）

この規程は、平成19年5月13日より施行する。

表彰規程

第1条（目的）

この規程は、本会の活動に対し多大な功績があったと認められる役員が退任する場合、敬意を表し役員会で承認し記念品を贈呈する。

- (1) 本会の役員を5年以上務めた役員、3,000円相当の記念品
- (2) 本会の役員を10年以上務めた役員、5,000円相当の記念品

第2条（付則）

- (1) この規程の執行について定めなき事項は、役員会で決定する。
- (2) この規程は、役員会で変更することができる。

第3条（施行月日）

この規程は、改正後平成19年5月13日より実施適用する。

郡山市腎臓病患者友の会慶弔規程

第1条 郡山市腎臓病患者友の会（略称、郡山市腎友会、以下「本会」と言う）は、次に定める会員及び役員の慶弔事に対し、各病院腎友会の会長の請求により適用する。

第2条（会員の結婚）
会員の結婚の場合は、祝電を打つ。

第3条（会員の死亡）
会員が死亡した場合は、弔電を打つ。

第4条（現職役員及び功績を有する会員の死亡）
現職の役員及び功績があったと認められる会員が死亡した場合は、弔電を打つと共に花輪を献花し心から哀悼の意を表する。

第5条（手続き）
本会の慶弔規程、第2条と第3条にかかる手続きについては、各病院腎友会で手続きをしてから本会に請求すること。ただし、第4条は各病院腎友会からの連絡に基づき本会の事務局で対処する。

第6条（付則）
(1) この規定に定めなき事項については、役員会にて決定する。
(2) この規定の変更は、役員会にて決定する。

第7条（施行月日）
この規定は、改正後平成19年5月13日より施行する。